



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年7月26日（火）

問い合わせ先：南部児童相談所

所長 長澤

担当：若谷・臼井

電話：711-2489

児童の安全確認等業務の一部を業務委託します

児童の安全確認等業務の一部について、業務委託を開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

児童虐待通告の対応において、泣き声のみなどリスクが低いと判断した通告に対する安全確認等業務を、委託事業者に委託し、一時保護を要するなどリスクが高いと判断した通告への対応を、児童相談所が注力することで、児童の安全確認等の強化を図る。

2 事業開始日

令和4年8月1日（月）

3 事業の実施方法

さいたま市北部児童相談所及び南部児童相談所が、近隣や警察署等から受理した児童虐待通告のうち、各児童相談所がアセスメントを行った結果、リスクが低く（虐待のおそれも含む）委託事業者への依頼が適当と判断したものについて、委託事業者が当該児童・保護者との面会・電話対応等により、当該児童の安全確認等を行う。

4 委託事業者

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

5 その他

委託事業者の担当者は、市が交付した身分証明書を携帯します。